

## 民有地内の土砂等撤去制度及び全壊家屋等の公費撤去制度

### 並びに費用償還制度について

#### 1 民有地内の土砂等撤去制度について

##### (1) 要旨

平成30年7月豪雨による災害により、土石流や大規模な河川の氾濫により流れ出た土砂等が堆積している地区については、災害の拡大防止と災害からの早期回復を図る観点から、民有地内であっても、次の要件を満たす場合には海田町で撤去する。

##### (2) 要件

種別	宅地内土砂等撤去	農地内土砂等撤去
土地	宅地であること：農地，採草放牧地及び森林並びに道路，公園，河川等以外の土地とする	農地であること：耕作もしくは適正な維持管理が出来ている農地とする。
撤去できるもの	土砂等であること：泥土，砂礫，岩石及び樹木とする	土砂等であること：泥土，砂礫，岩石及び樹木とする
災害の要件	大規模災害であること：10戸（世帯）以上が隣接して被災した災害	大規模災害であること：営農計画書上の農地総面積の1/10以上の農地が被災した災害

#### 2 全壊家屋等の公費撤去について

##### (1) 要旨

平成30年7月豪雨によって家屋等が被災した方の家屋等の撤去（解体），収集及び運搬について，町が国の補助事業を活用して家主様に代行して業者と直接契約（町が工事を実施し費用を負担）を行い，家屋等の撤去（解体）を行うもの

##### (2) 要件

- ① 平成30年7月豪雨に伴い発行されたり災証明書で，家屋被害の程度が全壊・大規模半壊・半壊のいずれかの判定を受けた家屋等であること。
- ② 所有者・関係権利者（抵当権者等）の同意が得られること。家屋の名義が相続されていない場合等は，相続人（権利者）すべての同意が得られること。
- ③ その他町が指示する必要な書類等を提出すること。

### **(3) 公費撤去についての注意事項**

- ① 応急修理している場合は対象外
- ② リフォームの際に生じた廃棄物の処分等に係る費用は対象外

## **3 費用償還制度について**

### **(1) 要旨**

民有地に流入した土砂まじりがれきや損壊した町内の被災家屋等を所有者が既に撤去した場合に、条件に合う撤去費用等を町が負担するもの

### **(2) 民有地に流入した土砂混じりがれきについて**

民有地（宅地（農地は除く。））に流入した災害廃棄物や土砂まじりがれき等の撤去費用を町が基準に基づいて負担する。

### **(3) 被災家屋の撤去運搬について**

町内に所在する家屋等（個人住宅、店舗及びその敷地内に存する棟続きの納屋、ブロック塀等をいう。）で平成30年7月豪雨によって被災したもののうち、り災証明書における、り災程度の区分が全壊、大規模半壊及び半壊である家屋等の撤去費用を町が一定の基準に基づいて負担する。

### **(4) 費用償還についての注意事項**

- ① 申請者の方が負担した費用の全額を町が負担できない場合がある。申請者が支払いをした額と、町が県から示された基準額に基づいて算定した額の低い方を支払う。
- ② 写真等必要なものが無い場合、償還ができない場合がある。